第 152 回 総 会

南部町農業委員会会議録

平成 30 年 4 月 11 日開催

南部町農業委員会

第152回南部町農業委員会総会会議録

- 1. 開会年月日 平成30年4月11日(木) 午後2時03分
- 2. 閉会年月日 平成30年4月11日(木) 午後2時23分
- 3. 開催場所 中央公民館 町民室
- 4. 出席委員(15人)

会長1番 赤 石 敏 文会長職務代理10番 中 村 文 男

委 員 2番 石 橋 薫 3番 堀 内 重 男

4番砂庭周平 5番工藤信仁

6番 佐々木 一 雄 7番 三 浦 恵美子

8番 松 村 範 明 9番 滝 田 信 彦

11番 河守田 雄 一 12番 野 田 清 八

13番 山 田 憲 幸 14番 川守田 雄 一

16番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員(1人)

欠席者 15番梅内勝治

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

班 長 小田原 孝治

総括主査 佐藤 弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第7 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第8 議案第5号 職員の任免について

事務局長

ただいまから、第 152 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。

赤石会長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。

事務局長

本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 1 5 2 回総会は成立しております。

それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長にお願いいたします。

(午後2時03分)

議長

それでは、これより議事に入ります。

本日の会議日程は、ご配布のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。

11番 川守田雄一 委員

12番 野田清八 委員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。

次に、日程第3 諸般の報告をします。

諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。

次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

小田原班長

小田原班長

議案第1号について、説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

議長

農地調査の結果について、説明を求めます。

三浦恵美子 調査員

三浦調査員

7番 三浦から説明いたします。

去る4月5日、松村委員と中央公民館において、議案第1号及び議案第2号について、調査を行いましたので説明します。

議案第1号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。

番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。

番号2番の申請理由は、譲受人が新規に営農するため申請地を取得するものです。

調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

議長

議案第1号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

ご異議なしと認めます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

小田原班長

小田原班長

議案第2号について、説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。

番号1番は所有権の移転に関する件であります。

なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。調査内容 については、農地調査員から説明していただきます。

議 長

農地調査の結果について、説明を求めます。

三浦 調査員

三浦調査員

議案第2号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・ 非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載の とおりです。

三浦調査員

番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し転居するため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。

調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。

議長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原班長

小田原班長

議案第2号について、補足いたします。

申請地の位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場南部分庁舎から南に約 2km の距離にあり、三戸駅から約 500m の距離に位置し、申請地の北側は町道に接しており、南側及び東西側は畑となっています。

農地区分については、「都市計画区域の第1種住居地域内」であることから、第3種農地 と判断されます。

第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ない と考えます。

以上、補足説明を終わります。

議長

議案第2号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について」を議題といたします。

ここでは、6番 佐々木一雄 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会 法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を お願いします。

(午後2時13分退席)

議長

議案の朗読と説明を求めます。

小田原班長

小田原班長

議案第3号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は18件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事

小田原班長

業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、 経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号1番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。 番号2番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。 番号3番の利用目的は樹園地、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額13,857円です。 番号4番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。 番号5番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号6番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号7番の利用目的は田、期間は4年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。 番号8番の利用目的は田、期間は11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額9,987円です。 番号9番の利用目的は田、期間は2年11ヶ月、10a当たりの賃借料は年額7,145円です。 番号 10 番の利用目的は畑、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。 番号 11 番の利用目的は畑、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。 番号12番の利用目的は田、期間は9年11ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 13 番の利用目的は田、期間は 9 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,931 円です。 番号 14 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号15番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額14,958円です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,826 円です。 番号17番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,543円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,864 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案第3号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、佐々木一雄委員の入室を求めます。

(午後2時17分着席)

次に、日程第7 議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

小田原班長

小田原班長

議案第4号について、説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は3件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。

番号1番の利用目的は田、存続期間は平成30年4月12日から平成35年4月11日までの5年間、10a当たりの賃借料は、年額14,958円です。

番号2番の利用目的は田、存続期間は平成30年4月12日から平成40年4月11日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額2,826円です。

番号3番の利用目的は田、存続期間は平成30年4月12日から平成40年4月11日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額3,543円です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第4号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7 議案第4号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第5号「職員の任免について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。

松橋事務局長

松橋事務局長

議案第5号について、ご説明いたします。

(議案の説明)

議長

議案第5号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり)】

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「職員の任免について」は、承認することに決定いたしまいた。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第152回南部町農業委員会総会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午後2時23分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 4 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員